

職場におけるメンタルヘルス対策 の促進事業

平成26年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（泉陽子課長）[主担当]

労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室（井上仁室長）[担当]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標：安全・安心な職場づくりを推進すること

施策目標：労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ－2－1）

その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

2. 事業の内容

（1）実施主体

受託者（平成24年度まで企画競争入札、平成25年度以降は一般競争入札（最低価格落札方式）により選定。）

（2）概要

（メンタルヘルス対策支援事業）

地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。

（メンタルヘルス・ポータルサイト事業）

厚生労働省HP にメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。

(3) 目標

職場のメンタルヘルス対策の促進等を図ることにより、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を増加させる。

(4) 予算

会計区分：労働保険特別会計 労災勘定

平成27年度予算概算要求額：144百万円

職場におけるメンタルヘルス対策事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

23年度	24年度	25年度	26年度
1,514	1,491	861	261

※平成26年度以降、「メンタルヘルス対策支援事業」は「産業保健総合支援事業（26年度予算額2,793,065百万円、27年度概算要求額3,092,642百万円）」の一部として実施している。

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成22年度）

(1) 状況分析

警察庁自殺統計によると、日本の自殺者数は12年連続で3万人を超えている。このうち、約9千人が労働者となっており、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,500人に達している。また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。

(2) 問題点

事業場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっている。（厚生労働省「平成19年労働者健康状況調査」）

(3) 問題分析

心の健康対策に取り組んでいる事業場が全体の約3割にとどまっている理由としては、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)などがある。（厚生労働省「平成19年労働者健康状況調査」）

(4) 事業の必要性

一方で、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」が盛り込まれており、

職場におけるメンタルヘルス対策の促進に向けて、取組を大幅に強化することが必要となっていることを踏まえ、メンタルヘルス対策支援事業の拡充を行うこと等により、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図る必要がある。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

- ①メンタルヘルス対策を促進させるためには、専門スタッフの確保や、取組方法の教示が必要であるが、中小規模事業場においては、経営基盤が脆弱であること等から、独自の専門家の確保や外部機関による取組支援を受けることは極めて困難であり、民間企業の自主的な取組による対策の促進には限界があることから、特に、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の促進に関し、専門家の確保や取組方法の教示について行政が積極的に関与することが必要である。
- ②地方自治体では、個々の地域住民を対象とした健康確保対策を進めているが、国は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し労働者の健康管理を行う義務を課し、労働基準監督署を通じ、事業者に対して職場における体制整備等に関する指導を行っており、根本的に異なるものである。
また、職場のメンタルヘルス対策を促進するためには、長時間労働の削減や精神障害等による労災認定等と一体的に実施するとともに、労働基準監督署における指導と組み合わせて行うことが必要かつ効果的であり、これらを実施している国が実施すべきものである。
- ③これらから、職場におけるメンタルヘルス対策は国が行っているが、本事業は、メンタルヘルス対策について自主的に取組を行うことが困難な事業場に対し支援を行うものであり、労務管理・医学的分野の専門家の協力が不可欠であるため、民間に委託している。
- ④民間、地方自治体、他省庁等にも類似の事業は確認できない。

（2）有効性の評価

以下の事業を行うことにより、メンタルヘルス対策に取り組む事業場が増加し、労働者の健康障害の防止に効果があり、有効であると考えられる。

- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行うため、メンタルヘルス対策支援事業により「専門スタッフがない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行う。
- ・「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供を行うため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行う。

（3）効率性の評価

メンタルヘルス対策支援事業については、労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらには取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援につなげるなど、指導と支援を組み合わせ実施し効率性を高めている。

また、メンタルヘルス・ポータルサイト事業については、メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場に対し、ニーズにあった情報提供を行うため、利用者に対するアンケート及び利用者からの意見に基づき、ニーズを把握し、適宜ホームページの内容見直しを行い、効率性を高めている。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割で推移し、精神障害による労災認定件数は年々増加しており平成23年度325件から平成25年度436件となっている。一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は平成23年度43.6%から平成24年度47.2%へと上昇している。

(2) 問題点

職場におけるメンタルヘルス対策は着実に進展している。しかし、依然としてメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合について、平成24年度においては平成23年度と比較して上昇しているものの未だに47.2%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策のさらなる促進が急務となっている。

(3) 問題分析

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合である平成24年度47.2%のうち、今後の取組予定としては「予定はない」が76.5%と最も多く、「検討中」23.0%、「予定がある」0.5%となっている。また、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「必要を感じない」51.0%が最も多く、次いで「取り組み方がわからない」31.6%が多くなっている。以上のことから、メンタルヘルス対策を実施していない事業所の多くは今後の取組予定がなく、メンタルヘルス対策に対する問題意識の低さが問題となっていることが考えられる。

(4) 事業の必要性

第12次労働災害防止計画（平成25年2月25日策定）においては、平成29年までの目標として「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」とされ、また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」とされており、職場におけるメンタルヘルス対策の促進に向けて、取組を大幅に強化することが必要となっていることを踏まえ、メンタルヘルス対策支援事業の拡充を行うなど、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図る必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	—	—	43.6%	47.2%	—
(調査名・資料出所、備考等)						
平成23年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害防止対策等重点調査」						
平成24年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」						

6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

（1）有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

- 1 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実
- 2 ストレス症状を有する労働者に対する面接指導等を行う医師、保健師に対する研修
- 3 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供
→メンタルヘルス対策に取り組む事業場の増加
→労働者の健康障害の防止

②有効性の評価

平成24年労働者健康状況調査等において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、平成19年度の33.6%から平成24年度の47.2%と13.6ポイント増加していることから、当該事業の目標に向け着実に進展しているものと評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

（2）効率性の評価

①効率性の評価

事業者等に対するメンタルヘルス対策として、メンタルヘルス対策支援センターにおける相談対応、個別訪問指導、管理監督者に対する教育等や面接指導等を行う医師、保健師に対する研修を実施し、メンタルヘルスに関する相談への対応能力など産業医等の資質の向上及び、事業所におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることで事業の効率性を高めた。また、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、専門家による議論を定期的に行い、利用者のニーズに合致したコンテンツを作成することで事業の効率性の向上に努めた。

なお、メンタルヘルス対策支援センターは、平成26年度から産業保健推進センター及び地域産業保健センターと統合し、ワン・ストップサービスの体制を整えるなど、利用者の利便性の向上に努めている。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

（3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 評価の総括（必要性の評価）

当該事業を実施することにより「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合」が増加傾向になる（平成24年の厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」等）など、着実に効果を上げているものの、第12次労働災害防止計画（平成25年2月25日策定）においては、平成29年までの目標として「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」とされており、引き続き、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図る必要がある。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成27年度予算要求においては、平成26年6月にストレスチェックと面接指導を事業者に義務付けること等を内容とする労働安全衛生法改正案が成立したため、これまでの事業に加えて、ストレスチェックを受けた労働者からの結果の評価や具体的な対応についての相談に対応することができるよう、全国からの電話相談に応じる窓口を設置するための予算を要求する。また、民間事業者の行うメンタルヘルス支援サービスが適切に実施されるよう、ストレスチェック等に関わる相談機関（EAP機関等）の実態調査を行うとともに、ストレスチェック制度が職場のメンタルヘルスに与える効果の検証のための調査研究を実施するための予算を要求する。

※平成26年度から「メンタルヘルス対策支援事業」は「産業保健総合支援事業」に統合している。

8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（50％／H24年、100％／H32年）	—	—	43.6%	47.2%	—
達成率		—	—		94.4%	
【調査名・資料出所、備考等】 平成23年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害防止対策等重点調査」 平成24年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」						
アウトプット指標		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
2	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（20,000件／H23年度）	—	—	33,728件	41,022件	24,753件※
達成率		—	—	168.6%		
3	事業者等からのメンタルヘルス・ポータルサイトに対するアクセス数（100,000回／H23年度）	—	—	642,957回	1,064,094回	2,115,150回
達成率		—	—	642.9%		
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労働基準局安全衛生部調べによる。 ※仕様書の変更があり、体制づくりに関する訪問支援、相談を合算している						

9. 特記事項

（1）国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」において、①常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施すること（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）、②

検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施すること、③面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じること、等を事業者の義務とすることが規定された。

また、第186回国会における同法律案の審議において、衆議院・参議院において、「小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行う」旨の附帯決議がなされている。

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

平成25年2月25日に策定した「第12次労働災害防止計画」において「平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。」という目標を定めており、メンタルヘルス不調予防のための事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進、ストレスへの気づきと対応の促進、取組方策の分からない事業場への支援、職場復帰対策の促進等により目標を達成することとしている。

○第12次労働災害防止計画

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei21/index.html

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

平成25年12月24日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、「産業医の選任義務がない事業場に対しては、新たな仕組みが効率的・効果的に実施されるよう、国が地域産業保健事業を通じて面接指導を実施できる体制を整備するなど、必要な支援を行うべきである。さらに、事業場内産業保健スタッフ、管理監督者等に対するメンタルヘルスに関する教育研修や、ストレスチェックや面接指導を実施する医師等に対する研修の機会が確保されるよう、国が必要な支援を行うべきである。」とされている。

○平成25年12月24日 労働政策審議会 建議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033063.html>

(4) 研究会の有無

① 有・ 無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

平成 25 年 6 月 25 日のワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総務省）の評価指標として「メンタルヘルスクエアに関する措置を受けられる職場の割合（以下、「指標（メンタルヘルス）」という。）」を掲げたところ、「指標の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、メンタルヘルスクエアに関する措置内容別の事業所の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。メンタルヘルス対策支援センター事業（以下「支援センター事業」という。）については、指標(メンタルヘルス)に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。なお、本事業が指標（メンタルヘルス）の数値目標の達成に向け寄与する割合は、事業規模（事業実施件数）からみて限定的であると考えられる。支援センター事業については、①支援センターが実施した個別訪問支援の事業実績が委託契約書に定める最低実施事業場数を下回っているものがある、②支援センター及び都道府県労働局は、支援センター事業の周知啓発を行っているが、支援センター事業の認知度は低く、特に企業規模の小さい事業所において、その認知度が低い状況である、③支援センター事業の実施に当たって、都道府県労働局と支援センターとの連携が不十分となっているなどの課題がみられた。」との評価及び勧告を受けた。

これらの勧告については、平成 26 年度より、支援センター事業は地域産業保健事業、産業保健推進センター、産業保健活動支援事業と一元化され、産業保健活動総合支援事業として事業場に対する産業保健活動を総合的に支援するため、メンタルヘルス対策支援の周知・促進が図られることが期待される。

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし。